

花巻市学校給食センター調理等業務委託
プロポーザル実施要領



令和 8 年 8 月
花巻市教育委員会

1 業務の目的

花巻市では、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、将来にわたった安心安全な給食の提供等を実現することを目的に、民間活力を導入しながら優れた調理業務・衛生管理能力を確保し、業務の効率性を図るため、一部の学校給食センターが行う調理業務を民間事業者へ委託している。

そのうち、花巻市大迫学校給食センターについては、令和8年度末をもって契約満了となることから、今後も安定した学校給食を提供するため、令和9年度から令和13年度までを期間とした調理等業務を委託する。

2 業務の概要

(1) 件 名

花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託

(2) 業務の内容

業務内容は学校給食の調理及び運搬に関すること、具体的には次のとおりとする。

ア 調理業務

イ 配缶業務

ウ 洗浄及び消毒業務

エ 給食運搬車による配送及び回収業務

オ 残菜及び厨芥集積業務

カ 衛生管理業務

キ 施設及び設備清掃業務（施設周辺の除草作業及び軽微な除雪作業を含む）

ク 栄養教諭等による食育活動への協力

ケ 会議、研修、打ち合わせ等の参加協力

コ 災害発生時等における施設の緊急点検協力

サ その他付帯する業務

※本委託業務に含まない業務は次のとおりとする。

献立作成業務、栄養指導・食育指導、食品の選定・調達、給食費徴収業務、廃棄物回収業務、施設改修・修繕業務

(3) 業務の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 提案上限額

花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託

履行期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月）	
提案上限額（税込）	60か月総額	124,707,000円
	単年度	24,941,400円
履行場所	大迫学校給食センター	花巻市大迫町大迫第1地割4番地58

※契約の期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17及び花巻市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成18年花巻市条例第51号）に基づく長期継続契約とする。

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 令和7・8年度花巻市指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「役務の提供（給食調理業務）」に登録している者、又は同等の資格を有することを確認するため、別に定める書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められた者であること
- (2) 入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること
- (3) 国や地方公共団体が発注した契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
- (4) 令和8年8月1日から起算して、過去1年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく処分を受けた者でないこと
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (7) 本件委託事業開始日までに、岩手県内に本社、支店、営業所等を有していること
- (8) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等該当する場合又はこれらと密接な関係を有する者がいないこと
- (9) 平成29年度以降に、岩手県内において学校給食の調理業務の受託実績を有していること

4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

- (1) 受付期間 令和8年8月25日（火）～令和8年9月7日（月）午後4時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類各1部を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

持参の場合は、開庁時間内（平日午前9時から午後4時30分まで、最終日は午後4時まで）に提出すること。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 定款・会則等
- ④ 登記簿謄本
- ⑤ 印鑑証明書（直近1か月以内のもの）
- ⑥ 会社法に基づく計算書類等（「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細」、「製造（売上）原価明細」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を最新3年分）
- ⑦ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
- ⑧ 賠償責任保険付証書
- ⑨ 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団

等に該当しないことの誓約書（様式3）

⑩ 現地見学会等申込書（様式4）

⑪ 学校給食業務受託実績（様式6）

（4）提出場所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

花巻市教育委員会教育部学校給食管理室

（5）結果通知 参加資格審査については、参加申込があり次第随時行い、参加資格結果通知書を申込書記載の連絡先に送付する。

5 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加の資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

（1）受付期限 令和8年10月16日（金）午後4時（必着）

（2）申込方法 企画提案書等作成要領に記載の必要書類を下記提出場所へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。

持参の場合は、開庁時間内（平日午前9時から午後4時30分まで、最終日は午後4時まで）に提出すること。

（3）提出部数 10部

（4）提出場所 〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

花巻市教育委員会教育部学校給食管理室

（5）留意事項 ・提出された書類等は、返却しない。
・提出された企画提案書その他本件プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）に基づき情報公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

6 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

（1）受付期限 令和8年9月28日（月）午後4時（必着）

（2）質疑方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メールにて送信すること。

（3）回答方法 令和8年10月5日（月）午後5時までに、受け付けたすべての質問に対する回答を取りまとめ、参加事業者全員に電子メールで送付する。また、花巻市ホームページにおいても公開する。

（4）受付先 花巻市教育委員会教育部学校給食管理室

E-mail: h_kyuusyoku@city.hanamaki.iwate.jp

7 審査項目及び配点

（1）審査・選考の方法

①審査は、提出された書類の審査及び参加者へのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、市が設置するプロポーザル選定委員会の委員により審査を行う。

②審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位になった者を「次点者」

として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。

③期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。

ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。

④契約候補者等の審査に関する詳細日程は、参加者に対し別途通知する。

⑤選定委員会に関する事項は、「花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。

⑥応募者が1社のみであっても、最低基準点（合計点の6割）である600点を超えた場合は、契約候補者とする。

⑦審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

プレゼンテーションは1社あたり30分とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。

概要説明について、所定の時間を超過した場合は、途中でも打ち切る場合があるので、留意すること。

①準備（5分）

②参加者の提案書に対する概要説明（15分）

③委員によるヒアリング（15分）

④片づけ（5分）

（3）評価項目及び評価基準

審査における評価項目、評価の着眼点及び配点は、下記のとおりとする。（200点×5名＝1,000点）

No.	評価項目	配点 (最低水準点)
1	学校給食に対する基本的な考え方	10（6）
	・教育の一環として実施される学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を理解しているか。 ・児童生徒に学校給食を提供するために取り組む姿勢と具体的な方策があり、その実現に向けて積極的な提案がなされているか。	
2	調理等業務の実施体制	40（24）
	・従事者の組織、管理体制が構築されているか。 ・学校給食調理業務や、衛生管理について経験豊富な知識を有した有資格者等を従事者として配置することができるか。 ・常勤（正規職員）と非常勤（臨時職員）の割合が適切であり、責任をもって給食提供できる体制になっているか。 ・従事者を確実に確保できるか。また、積極的な地元雇用について提案されているか。 ・突発的な欠員補充への対応が示されているか。 ・従事者の勤務体制が適切であるか。	
3	衛生管理体制	40（24）

No.	評価項目	配点 (最低水準点)
	・「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等の関係通知に基づいた衛生管理が確立されているか。 ・従事者の健康管理や、現場における衛生管理の対応が具体的に示されているか。 ・受託者による定期的な検査の実施体制や、検査を実施する場合、その結果をもとに改善に向けた衛生指導体制があるか。	
4	緊急時における対応 ・給食事故発生時（食中毒、異物混入等）の対応が具体的に示されているか。 ・給食事故発生後の対応が具体的に示されているか。 ・災害発生時等、非常時の対応が示されているか。	20（12）
5	調理従事者等の教育及び研修 ・安全衛生や、調理技術の向上に関する教育研修体制が確立され、教育・研修効果が期待できるか。 ・調理業務未経験者を採用する場合の教育・研修が適切に実施される体制があるか。 ・委託業務開始前、開始後、実務に応じた研修等が適切に実施される体制や方策があるか。（研修等の内容や、時期に関する計画等があるか。） ・従事者に対し、献立や調理指示書（手順）の内容が周知徹底される体制が構築されているか。	30（18）
6	調理従事者の労務管理 ・適切な給与水準と福利厚生費が確保されているか。 ・労働争議や、受託業務の正常な運営を阻害する事案が生じることがないよう、各学校給食センターを定期的に巡回指導できる体制があるか。	10（6）
7	会社の状況・実績 ・経営状況に懸念が認められないか。	15（9）
8	見積額 ・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか。 ・経費節減等、企業努力がされているか。また極端に安価な金額でないか。	25（15）
9	プレゼンテーション及びヒアリング、その他提案等の総合評価	10（6）
合計		200（120）

8 プロポーザルのスケジュール

内 容	日程・提出期限	備 考
選定委員会（設置）及び第1回選定委員会の開催	令和8年8月21日（金）	
公告・実施要領の配布開始日（市ホームページへの公開）	令和8年8月24日（月）	
参加申込の受付期間	令和8年8月25日（火） ～令和8年9月7日（月）午後4時まで	
参加資格審査期間	令和8年9月8日（火） ～令和8年9月14日（月）	
資格審査結果通知	令和8年9月15日（火）	
質疑受付期間	令和8年9月16日（水） ～令和8年9月28日（月）午後4時まで	
現地見学会（希望者のみ）	令和8年9月18日（金）午後	別途通知
質問に対する市の回答期限	令和8年10月5日（月）	
提案書提出期限	令和8年10月16日（金）午後4時まで	
プレゼンテーション審査（第2回選定委員会の開催）	令和8年10月29日（木）	応募者1社の場合は別途通知
審査の結果通知	令和8年11月上旬	別途通知
契約内容協議	令和8年11月上旬から令和9年2月下旬まで	
準備行為（見積書徴収）	令和9年3月中旬	別途通知
契約締結	令和9年4月1日	

9 その他留意事項

（1）契約に関する基本的事項

- ・ 本件の提案に基づく契約の件名は、「花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託」とする。
- ・ 契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様書に反映し、再度見積もりを徴収する。
- ・ 契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）の規定による。
- ・ 本業務については、令和9年度花巻市一般会計予算の成立を前提とした事前手続きであり、当該予算が議決されなかった場合にあっては、本業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。
- ・ 本件告示に示した契約は、地方自治法第3条に基づく長期継続契約であり、次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

（2）その他

- ・ 本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。
- ・ 本プロポーザルへの参加者は、市が提供する資料及び知り得た情報等について、情報セキュリティの秘密保持に留意し、いかなる場合においても他に漏らさないこと。
- ・ 参加申込書等（様式1）を提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、その旨を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

10 担当部署

花巻市教育委員会教育部学校給食管理室 担当 伊藤、出茂、鳥居

〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

電話番号：0198-41-3145

FAX：0198-45-1321

メール：h_kyuusyoku@city.hanamaki.iwate.jp